

報道各位

新潟市西区建設課

## 西区建設課における業務委託の支払い遅延について

このたび、西区建設課において業務委託の支払い遅延が複数発生する事案が発覚しました。

受注者の方々には、大変なご心労とご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、市民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、再発防止に努めます。

## 1 判明した業務委託の支払い遅延

- ・道路除草委託及び当該除草廃棄物処分業務委託について、月毎の除草作業に応じ、請求書を受領し都度支払い手続きを行っているが、一部の作業実施分（除草委託：令和5年8～9月分、廃棄物処分業務委託：令和5年6～10月分）について、請負業者から履行届及び請求書を受領していたにもかかわらず、未払いであることが判明したものの。
- ・受注業者5社、計27件、13,176,559円の支払いの遅延

## 2 判明の経緯と対応

- ・令和6年3月1日に、受注業者から未払いがあるとの指摘があり、業務委託全般について執行状況を確認したところ判明した。
- ・受注者に対しお詫びと経緯の説明を行い、未払金は令和6年4月11日に支払い済み。

## 3 不備事項の原因

- ・原因は、業務担当者が、手元にある履行届の支払い処理が完了しているものと思い込み、履行届及び請求書を未処理のまま保管棚へ戻したことにより未払いが発生したものの。

## 4 再発防止策

- ・業務担当者が履行届を受領した時は、直ちに課の執行管理システムに入力するとともに、履行届決裁時に入力済みであることを決裁者が確認する。
- ・業務担当者及び複数職員により、支払い状況を毎月の月初めに確認し、支払い月に矛盾がないか確認するとともに、システムへの入力漏れの確認をあわせて行う。
- ・年度当初に異動してきた職員を含めた全職員に対し、再発防止に向けた周知徹底を図る。

&lt;問い合わせ先&gt;

新潟市西区建設課

担当：丸田

電話：025-264-7661（直通）